

環境活動レポート

No.20

(令和5年11月 1日～令和6年10月31日)

令和7年 2月10日 作成

神座興産株式会社

1. 組織の概要

(1) 事業所名及び代表者

商 号 : 神座興産株式会社
代 表 者 : 代表取締役 堀池 彰
資 本 金 : 1,000万円
法人設立年月日 : 昭和52年 1月26日

(2) 所在地

本 社 : 静岡県島田市神座1420番地の14
第三期産業廃棄物管理型最終処分場 : 静岡県島田市身成字ウラヤマ1025番1

(3) 環境保全関係の責任者及び連絡先

責任者 専務取締役 落合 隆司
連絡先 TEL 0547-32-0824 Fax 0547-32-0814

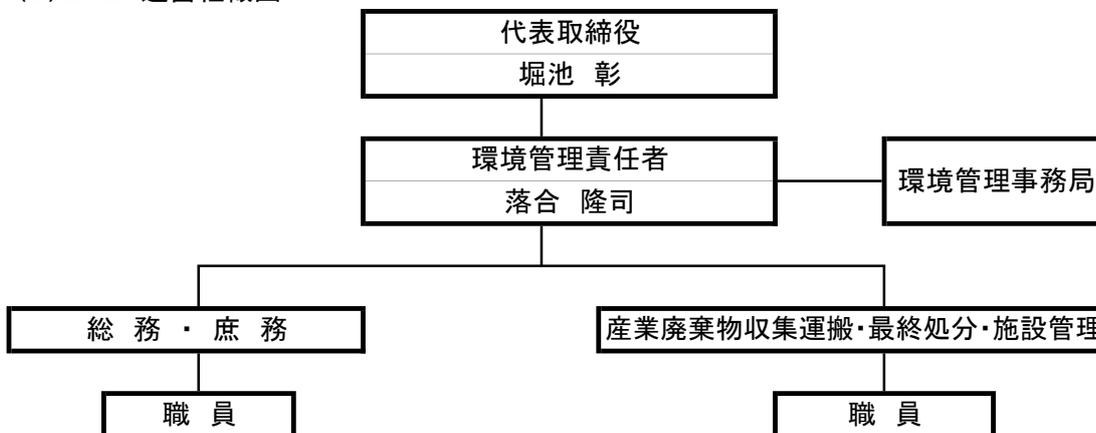
(4) 業務の内容

- ・産業廃棄物最終処分業及び産業廃棄物収集運搬業
- ・汚染土壌処理業
- ・一般廃棄物処理業(処分)

(5) 事業の規模

活動規模	単位	R3/11~R4/10	R4/11~R5/10	R5/11~R6/10
産業廃棄物受入量	t	27,494.4	21,975.5	21,408.4
産業廃棄物収集運搬量	t	240.4	224.3	191.5
汚染土壌埋立処理量	t	2,679.9	7,864.3	2,147.3
一般廃棄物受入量	t	1,587.7	1,440.6	1,302.2
売上高	千円	576,445	575,525	501,290
従業員	人	8	9	9
処分場全体面積(実測)	m ²	90,223	90,223	90,223

(6) EA21運営組織図



責任分担

<p>社 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①環境経営方針の制定。 ②環境経営計画を承認する。 ③EA21の実施及び管理に不可欠な資源を用意・提供する。 ④環境管理責任者を任命し、環境管理事務局を設置する。 ⑤環境経営目標の達成状況について、必要な場合是正・改善を指示する。 ⑥環境経営マニュアル及び環境方針の見直しを行う。 ⑦全体評価の見直し
<p>環境管理責任者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①会社全体の環境経営活動を統括管理する。 ②環境経営方針の原案策定。 ③「環境への負荷の自己チェック」「環境への取組みの自己チェック」を行い、環境管理事務局にその結果を取りまとめさせる。 ④処分場の運営に当たり、適用される法規制等を取りまとめる。 また、その追加・変更を把握し、職員に対し周知・徹底を図る。 ⑤環境経営計画を策定する。 ⑥教育訓練の年間予定の策定。 ⑦環境経営計画表に関する運用等活動が確実に実行されるための手順・運用基準の検討。 ⑧搬入業者への環境経営経営マニュアルの主旨説明と指導。 ⑨環境経営目標の達成状況の確認と環境管理事務局へ報告。 ⑩環境経営計画の取組み状況を環境管理事務局へ報告。 ⑪社外からの苦情等があった場合は、速やかに対応する。 ⑫環境上の緊急事態を想定し予防策を定め定期的に訓練を実施する。 ⑬教育訓練の実施。
<p>環境管理事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①環境経営マニュアルの構築及び運用について、社長及び環境管理責任者を補佐する。 ②環境管理責任者の指示により、必要な調査・検討を行う。 ③環境経営マニュアルに関する記録の管理・保存を行う。 ④環境経営マニュアル運用について、手順書の作成を行う。 ⑤環境経営目標及び環境経営計画取組み状況の取りまとめ。 ⑥社外からの苦情等の取りまとめを行う。
<p>職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①環境経営方針、環境経営目標、環境経営計画表を遵守する。

(7)事業概要

①産業廃棄物最終処分

ア. 産業廃棄物処分業許可(廃掃法第14条関連) 優良認定

- 許可権者 : 静岡県知事
- 許可番号 : 第02231035169号
- 許可年月日 : 令和 6年 8月 9日
- 許可有効年月日 : 令和13年 8月 8日
- 事業の範囲
 - ・事業の区分 最終処分
 - ・産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(石綿含有廃棄物を含む。)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有廃棄物を含む。)、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鋳さい、ばいじん、13号廃棄物 以上13品目

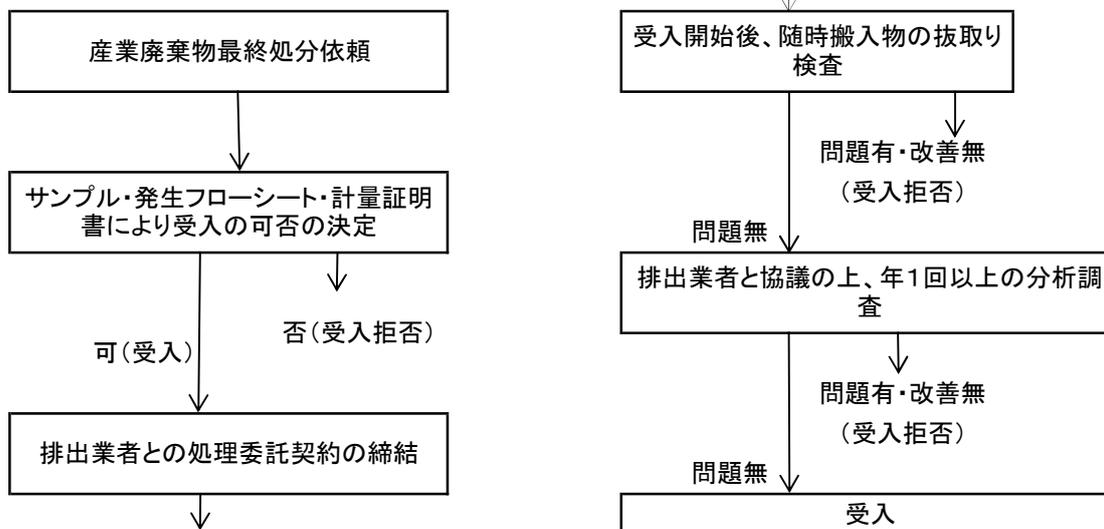
イ. 産業廃棄物施設設置許可(廃掃法第15条関連)

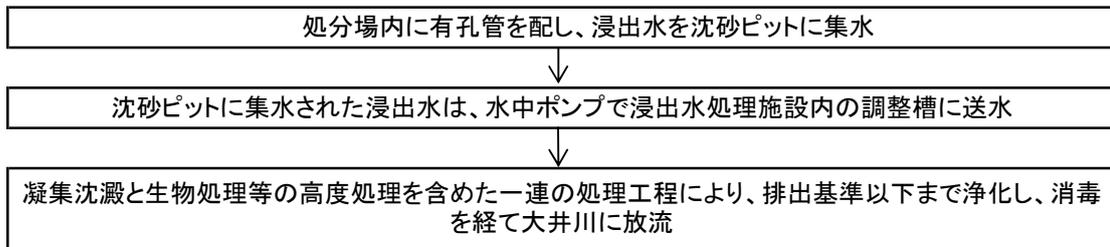
第三期最終処分場	
許可権者	静岡県知事
設置許可番号	平成26年 3月31日 第070210210号
処理施設の種類の種類	政令第7条第14号ハ 管理型最終処分場
設置場所	静岡県島田市身成字ウラヤマ1025番1外15筆
処理能力	埋立地面積20,712㎡、埋立地容量332,658㎡ 埋立残容量110,457㎡(令和5年10月31日測量)

ウ. 産業廃棄物最終処分場の概要

第三期最終処分場	
埋立開始年月	平成27年 11月
埋立完了(予定)年月	令和17年 10月
埋立方式	セル方式
保有重機・車両	バックホー4機、散水車 1台、10トンダンプ2台、4トンダンプ2台、ローラー1台、軽四輪貨物車3台

○廃棄物処理フローシート 第三期処分場





エ. 処理実績

	産業廃棄物の種類	R3/11~R4/10	R4/11~R5/10	R5/11~R6/10
		処分量(t)	処分量(t)	処分量(t)
最終処分	廃プラスチック類	569.0	489.9	401.8
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4,399.8	3,325.2	4,509.4
	金属くず	26.0	13.0	6.2
	がれき類	3,131.2	1,733.4	2,143.4
	燃え殻	4,204.4	3,764.2	4,048.4
	汚泥	6,011.2	4,327.7	2,999.0
	紙くず	8.9	3.9	2.9
	木くず	12.1	5.8	5.8
	繊維くず	0.0	0.0	0.0
	動植物性残さ	0.0	0.0	0.0
	銚さい	329.1	297.7	235.8
	ばいじん	916.1	1,119.7	1,128.7
	13号廃棄物	7,886.8	6,894.9	5,927.2
最終処分量合計		27,494.4	21,975.5	21,408.4

オ. 産業廃棄物処分料金 個別見積による。

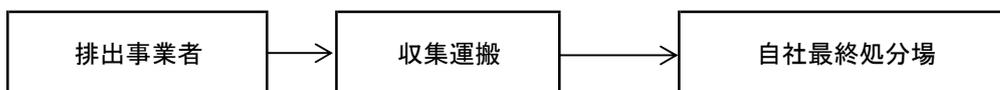
②産業廃棄物収集運搬

ア. 産業廃棄物収集運搬業許可(廃掃法第14条関連)

- 許可権者 : 静岡県知事
- 許可番号 : 第02201035169号
- 許可年月日 : 令和 2年10月10日
- 許可有効年月日 : 令和 7年10月 9日
- 事業の範囲
 - ・事業の区分 収集運搬(積替え及び保管行為を除く)
 - ・産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(石綿含有廃棄物を含む。)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物を含む。)、燃え殻、汚泥、木くず、銚さい、ばいじん 以上 8品目

イ. 収集運搬の状況

- 運搬車両の種類と台数 : 4tダンプトラック 1台
10tダンプトラック 1台
- 収集運搬のフローシート :



上記のとおり、収集運搬は、排出事業者から自社最終処分場への運搬のみを行っております。

ウ. 処理実績

	産業廃棄物の種類	R3/11~R4/10	R4/11~R5/10	R5/11~R6/10
		運搬量(t)	運搬量(t)	運搬量(t)
収集運搬	廃プラスチック類	0.0	0.0	0.0
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.0	0.0	0.5
	金属くず	0.0	0.0	0.0
	燃え殻	0.0	0.0	0.0
	汚泥	0.0	0.0	0.0
	木くず	0.0	0.0	0.0
	鉱さい	240.4	224.3	191.0
	ばいじん	0.0	0.0	0.0
収集運搬量合計		240.4	224.3	191.5

エ. 産業廃棄物収集運搬料金 個別見積による。

③汚染土壌埋立処理

ア. 汚染土壌処理業許可(土壌汚染対策法第22条関連)

第三期最終処分場	
許可権者	静岡県知事
許可番号	第02200100002号
許可の年月日	令和 2年11月 6日
許可の有効期限	令和 7年11月 5日
設置の場所	静岡県島田市身成字ウラヤマ1025番1外15筆
処理施設の種類の	政令第7条第14号ハ 管理型最終処分場
処理能力	埋立地面積20,232㎡、埋立地容量332,658㎡(内埋立残容量 110,457㎡)
処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	○受入れられる特定有害物質 クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チウラム、チオベンガルブ、PCB、有機リン化合物
	○受入れられる特定有害物質の汚染土壌 第二溶出量基準値以下とする。

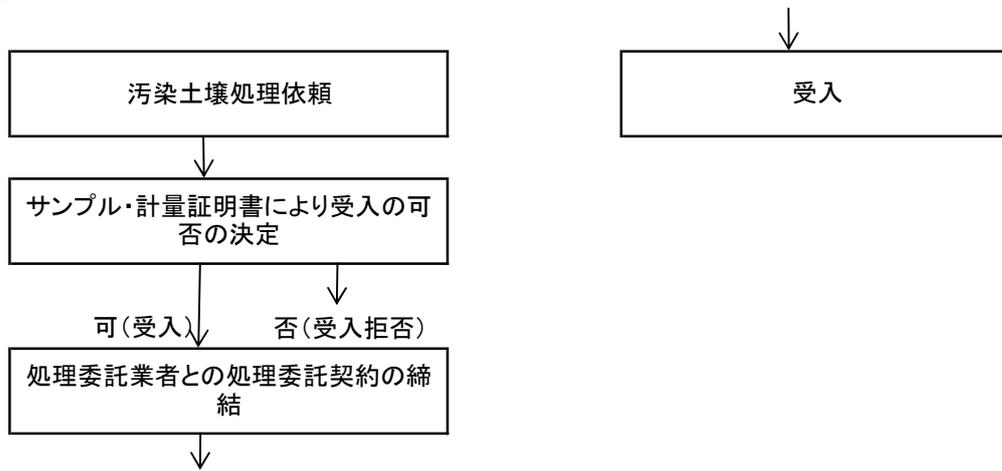
※第二期最終処分場は、令和元年10月に廃止実施報告書提出済

イ. 埋立処理施設の概要 第三期処分場

○埋立方式 : ①と同様

○保有重機・車両 : ①と同様

○汚染土壌処理フローシート



○浸出水の処理方法 : ①と同様

ウ. 処理実績

	R3/11~R4/10	R4/11~R5/10	R5/11~R6/10
	処理量(t)	処理量(t)	処理量(t)
汚染土壌	2,679.9	7,864.3	2,147.3

エ. 汚染土壌処理料金 個別見積による。

④一般廃棄物処分

ア. 一般廃棄物処理業許可(廃掃法第7条関連)

- 許可権者 : 島田市長
- 許可番号 : 島地環第153号
- 許可年月日 : 令和 4年11月29日
- 許可有効年月日 : 令和 6年11月28日
- 事業の範囲
 - ・業務の内容 処分
 - ・取扱廃棄物の種類 燃え殻、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、ばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの一般廃棄物に該当しないもの

イ. 埋立処理施設の概要 第三期処分場

- 埋立方式 : ①と同様
- 保有重機・車両 : ①と同様
- 廃棄物処理フローシート : ①と同様
- 浸出水の処理方法 : ①と同様

ウ. 処理実績

	R3/11~R4/10	R4/11~R5/10	R5/11~R6/10
	処理量(t)	処理量(t)	処理量(t)
一般廃棄物最終処分量	1,587.7	1,440.6	1,302.2

エ. 一般廃棄物処分料金 個別見積による。

2. 対象範囲

(1) 認証・登録範囲

産業廃棄物最終処分業及び産業廃棄物収集運搬業
汚染土壌処理業
一般廃棄物処理業(処分)

(2) 対象事業所

- ・本社
 - ・産業廃棄物最終処分場
- 全組織、全活動、全従業員を対象とした全社取り組みである。

(3) レポートの対象期間及び発行日

令和5年11月 1日～令和6年10月31日
令和7年2月10日発行

3. 環境経営方針・行動指針

環境経営方針

我が社は、産業活動に伴って発生する廃棄物のうち、リユーズ・リサイクル・熱回収に困難な廃棄物に限定して、受入れ埋立処分を行っており、循環型社会の形成の一翼を担っています。

廃棄物の処分という環境と直接向き合う特異な業務であるがゆえに、環境保全に深く寄与し、最大限の配慮を行う必要があるものと考えています。

我が社は、環境保全活動を通し、環境負荷の低減に努め、「安心・安全」を確立し、周辺環境の保全と調和を図り、広く市民及び顧客から高い信頼を得られるよう最善の努力を尽くすことを基本理念とし、環境経営の継続的改善を図ります。

行動指針

1. 循環型社会の形成及び地域に貢献できる企業を目指すため、排出される廃棄物・汚染土壌を適正に処理します。
また、排出事業者に対しては、廃棄物の減量化のため分別指導・情報提供を行います。
2. 組織に適用される環境に関する法規等の遵守を誓約すると共に、地域社会・地域住民・顧客が安心できる企業を目指します。
3. 周辺環境の保全及び処分場内の環境維持に対して、最善の努力を尽くします。
4. 事業活動による環境への影響を定期的に把握し、継続的な見直し及び改善を実施します。
具体的には、①収集運搬車両・事業場重機等の消費する燃料及び使用電力等の削減により、CO₂排出量の削減。②事業活動全般から排出される産業廃棄物の削減。③節水活動による、水使用量の削減。④グリーン購入の推進。⑤化学物質の適正管理。⑥事業場周辺への環境保全活動。以上を行います。
5. 環境経営方針を全職員に配布して、環境への意識高揚と周知を図るとともに、環境活動レポートを公開します。

制定日 2006. 2. 22

改訂日 2021. 9. 17

神座興産株式会社

代表取締役 堀池 彰

4. 環境経営目標

当社は、R5.11～R6.10の目標を次のとおり設定し、環境活動に取り組ました。

①取組項目の数値設定

取組項目		基準値 47期の目標値	短期目標(1年間)	目標(2年後)	目標(3年後)		
			R5/11～R6/10	R6/11～R7/10	R7/11～R8/11		
本 社	CO2排出量削減	購入電力 (Kg-CO2)/年	3,253 (Kg-CO2)	3,236 (Kg-CO2)	3,220 (Kg-CO2)	3,203 (Kg-CO2)	
		燃料・ガソリン (Kg-CO2)/年	14,119 (Kg-CO2)	14,048 (Kg-CO2)	13,978 (Kg-CO2)	13,907 (Kg-CO2)	
	一般廃棄物削減	コピー用紙等紙類 Kg/年	16.22 kg	16.14 kg	16.06 kg	15.97 kg	
		プラスチックごみ Kg/年	2.39 kg	2.38 kg	2.36 kg	2.35 kg	
		塵芥ごみ Kg/年	1.423 kg	1.415 kg	1.408 kg	1.401 kg	
	水使用量の削減	使用量 m ³ /人・年	社員1人当たり年間	社員1人当たり年間	社員1人当たり年間	社員1人当たり年間	
			12.20 m ³	12.14 m ³	12.08 m ³	12.02 m ³	
	事 業 場	CO2排出量削減	購入電力 (Kg-CO2)/年	52,676 (Kg-CO2)	52,412 (Kg-CO2)	52,148 (Kg-CO2)	51,885 (Kg-CO2)
			燃料・軽油 (Kg-CO2)/t	処分量(t)当たり年間 1.463 (kg-CO2/t)	処分量(t)当たり年間 1.456 (kg-CO2/t)	処分量(t)当たり年間 1.448 (kg-CO2/t)	処分量(t)当たり年間 1.441 (kg-CO2/t)
一般廃棄物削減		コピー用紙等紙類 Kg/年	28.56 kg	28.41 kg	28.27 kg	28.13 kg	
		プラスチックごみ Kg/年	1.234 kg	1.227 kg	1.221 kg	1.215 kg	
		塵芥ごみ Kg/年	1.234 kg	1.227 kg	1.221 kg	1.215 kg	
水使用量の削減		使用量 m ³ /人・年	社員1人当たり年間	社員1人当たり年間	社員1人当たり年間	社員1人当たり年間	
			45.24 m ³	45.01 m ³	44.79 m ³	44.56 m ³	
廃棄物減量化のための 適正な情報提供の実施		新規案件毎実施	100%実施	100%実施	100%実施	100%実施	
CO2排出量削減		総 量 (Kg-CO2)/年	123,644 (Kg-CO2)	123,025 (Kg-CO2)	122,408 (Kg-CO2)	121,789 (Kg-CO2)	

※1. CO₂排出係数については、中部電力㈱の2019年度 実排出係数0.431 (kg-CO₂/kwh)を使用する。

※2. 基本的に短期目標は基準値(47期の目標値)×99.5%、目標(2年後)は基準値×99.0%、目標(3年後)は基準値×98.5%とする。

事業場の購入電力のみ、基準値は47期の実績値とする。(前期で大幅に目標を達成した為)

※3. 化学物質については、排出基準を遵守するための水処理に使用する物質があるが、PRTR制度対象

物質ではないため数量把握は行わないが、適正管理に努める。

5. 主要な環境経営計画の内容

(1) 数値目標を達成するための取組

① 二酸化炭素の排出量(省エネに関する取組)

ア. 購入電力

取組内容	具体的な内容
空調機器の温度管理	事務所内温度の管理(冷暖房温度設定28℃&20℃)の徹底と使用抑制。
省エネ機器の導入	扇風機の購入、主体的な利用。 更新時に、利用機器を省エネタイプに切替。
既存設備の有効利用	遮光性のロールカーテン、遮光フィルムの有効利用。
節電の徹底	FAX、冷蔵庫を除き、退出時にコンセントにて電源オフの徹底。 使用中でないパソコンの電源OFF。 事務所内で必要のない照明の消灯及び休み時間の消灯等の徹底。
その他	省エネアップのための提案・検討。

イ. 燃料(ガソリン車)ー一般車両

取組内容	具体的な内容
燃費の向上	車両整備の実施と管理の徹底。
効率運転の徹底	標語の掲示、打合せ会等での指導、月毎の結果表を回覧。
運転者の意識向上	車両点検表を毎日の記入することにより、意識の向上。

ウ. 燃料(軽油車)ー事業場重機及び収集運搬車両

取組内容	具体的な内容
作業の効率化	作業性の向上を図るため、作業時間の短縮及び場内移動距離の短縮。
燃費の向上	省エネ機器の優先使用 作業後の速やかなエンジン停止の徹底(アイドリングストップの徹底) 更新車両の省エネタイプへの転換

② 廃棄物排出量(リユーズ、リサイクル、熱回収等に関する取組)

ア. コピー用紙等紙類

取組内容	具体的な内容
リユーズ	社内資料について、コピー用紙の裏面利用。 封筒、段ボール等梱包材の再利用。
リサイクル	紙類の分別回収による再資源化。
電子化	申請・依頼関連のワークフローの電子化

イ. 塵芥ゴミ

取組内容	具体的な内容
発生抑制	マイ箸の励行。 塵芥ごみの発生を抑制することにより、職員の意識向上。

ウ. プラスチックごみ

取組内容	具体的な内容
発生抑制	水筒持参(マイペットボトル)によるごみの減量化。 弁当持参等によるごみの減量化。
リサイクル	分別回収による再資源化。

③ 水使用量(節水への取組)

取組内容	具体的な内容
節水	蛇口の節水コマの使用。 地下水の利用(道路洗浄、トラック荷台の洗浄、場内散水等)。
維持管理	水道配管からの漏洩の点検。発見時は早期修理。

(2) その他の取組

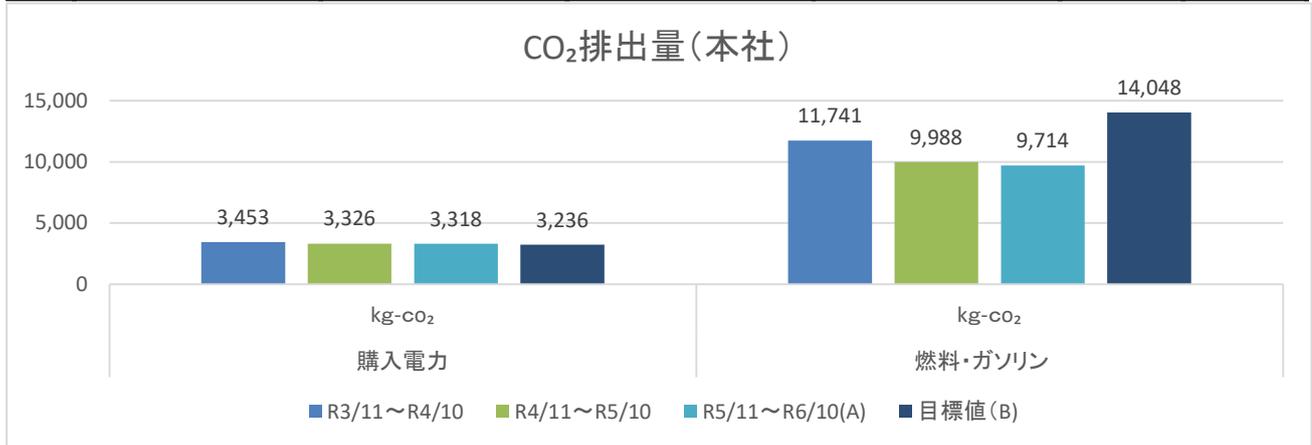
取組内容	具体的な内容
リユーズ、リサイクル、グリーン購入	コピー用紙について、再生紙を購入。
	名刺の再生紙化。
	グリーンマーク商品の優先購入。購入状況の把握。
化学物質の管理	安全データシートの手入。
	性状の確認と職員への周知。
	保管量の把握と保管タンク等の点検。
地域貢献	周辺道路の清掃、草刈、整備。
	周辺道路に設置された、カーブミラーの清掃。
	行政等主催の、不法投棄キャンペーン、パトロール等へ積極的参加。
	安全な走行のための看板設置とその維持管理。
分別指導・情報提供	周辺地区の環境維持のため、水路等の清掃による環境保全活動。
	廃棄物減量化のための適正な情報提供。

6. 環境経営目標の実績

(1) 3ヶ年の実績と今年度の目標達成状況は、次の通りです。

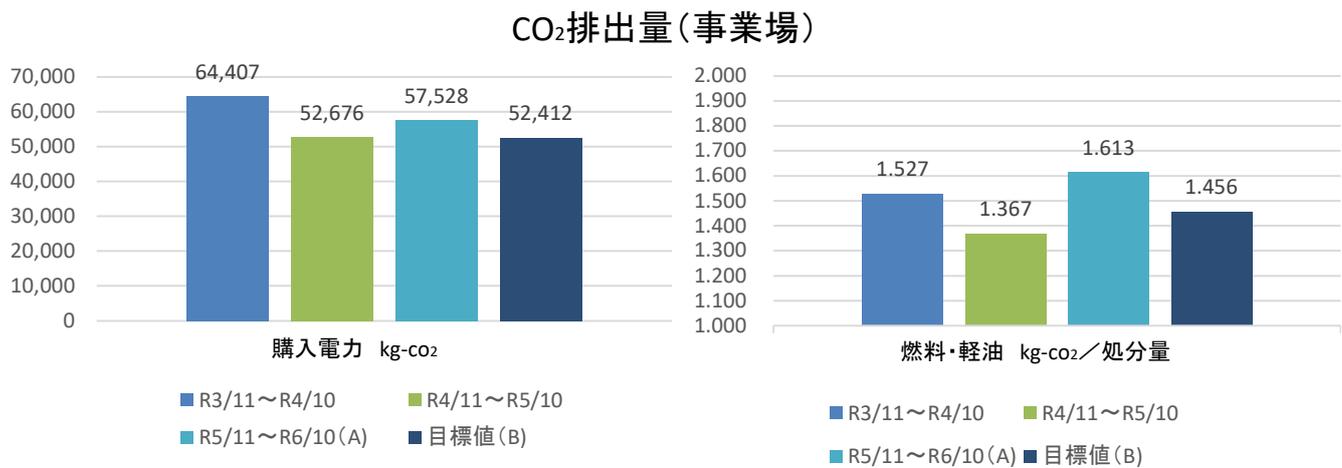
①CO₂排出量削減

取組項目			実績値			目標値(B)	目標値との対比
			R3/11~R4/10	R4/11~R5/10	R5/11~R6/10(A)		(A)/(B)
本社	購入電力	kg-co ₂	3,453	3,326	3,318	3,236	1.025
	燃料・ガソリン	kg-co ₂	11,741	9,988	9,714	14,048	0.691
	(本社)計	kg-co ₂	15,194	13,314	13,032	17,284	0.754



- ・購入電力は、冬場・夏場に目標値を上回ったことが、目標値に対し2.5%の増となった。
- ・燃料(ガソリン)は、大幅に目標値を上回り、目標値に対し30.9%の減となった。

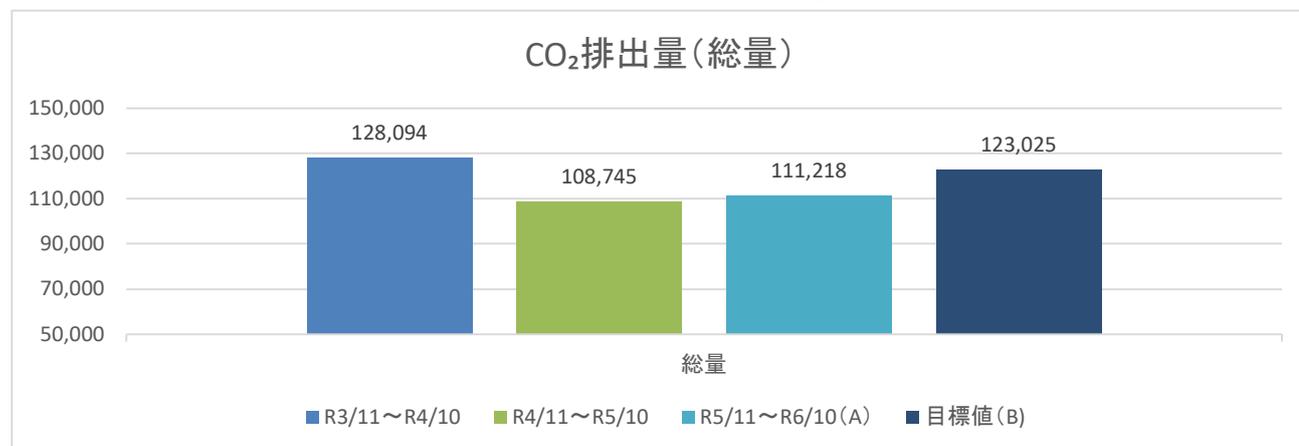
取組項目			実績値			目標値(B)	目標値との対比
			R3/11~R4/10	R4/11~R5/10	R5/11~R6/10(A)		(A)/(B)
事業場	購入電力	kg-co ₂	64,407	52,676	57,528	52,412	1.098
	燃料・軽油	kg-co ₂	48,494	42,756	40,106	—	—
		処分量(t)	31,762	31,280	24,858	—	—
		kg-co ₂ /処分量	1.527	1.367	1.613	1.456	1.108
	(事業場)計	kg-co ₂	112,900	95,431	97,634	—	—



- ・事業場の購入電力は、降水量の影響で水処理施設への負荷が増え、目標値に対し9.8%の増となった。
- ・事業場燃料(軽油)は、CO₂排出量そのものは減ったが、処分量当たりの目標値に対しては10.8%の増となった。埋立が進み、新しい搬入出路の計画がありその対応で重機の使用頻度が増えた事、処分量が大幅に減った事が影響した。

取組項目		実績値			目標値(B)	目標値との対比
		R3/11~R4/10	R4/11~R5/10	R5/11~R6/10(A)		(A)/(B)
総量	kg-co ₂	128,094	108,745	111,218	123,025	0.904

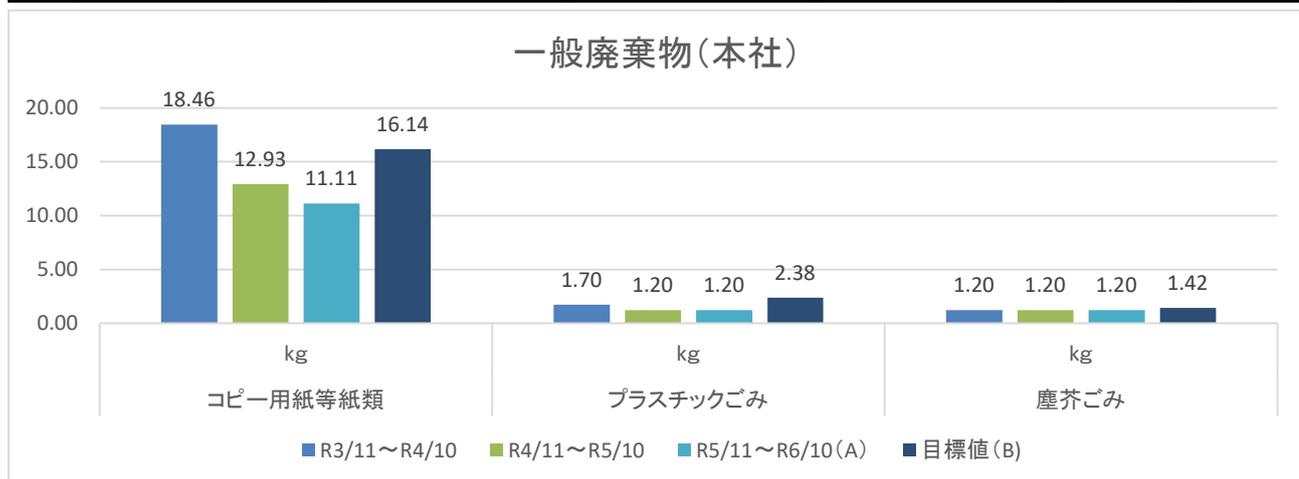
※CO₂排出係数については、中部電力㈱の2019年度 実排出係数0.431(kg-CO₂/kwh)を使用した。



・総量については、目標値に対し、9.6%の減少となった。やはり、昨期の廃棄物受入量より減った事も影響あるが継続的な省エネ効果が大きいと考えられる。

②一般廃棄物削減

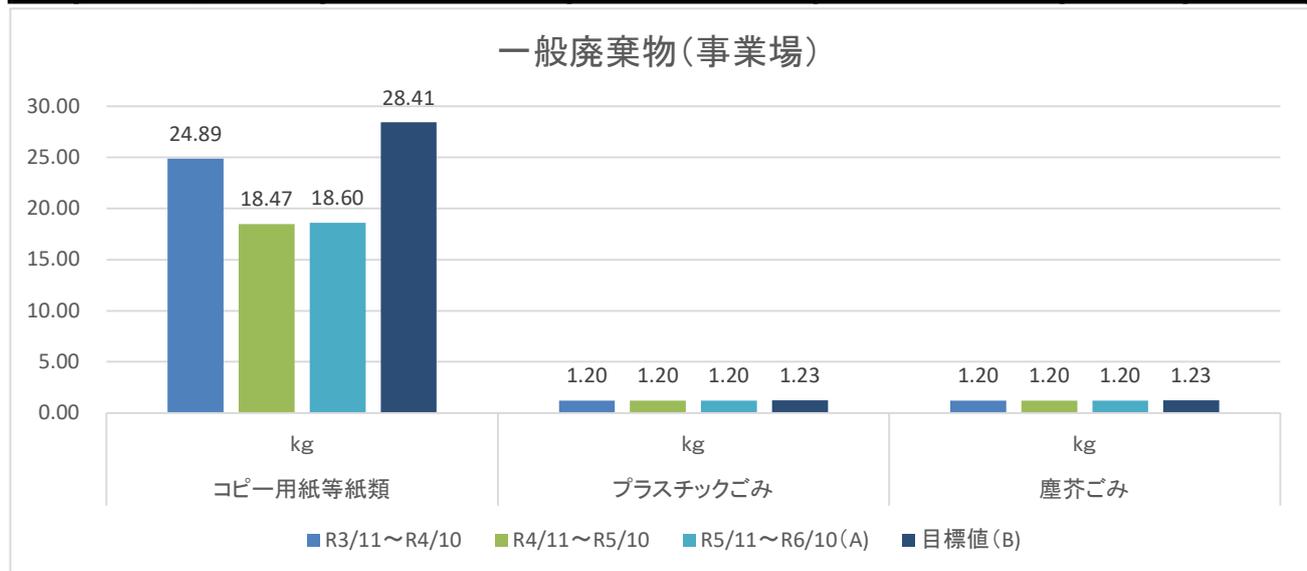
取組項目			実績値			目標値(B)	目標値との対比
			R3/11~R4/10	R4/11~R5/10	R5/11~R6/10(A)		(A)/(B)
本社	コピー用紙等紙類	kg	18.46	12.93	11.11	16.14	0.69
	プラスチックごみ	kg	1.70	1.20	1.20	2.38	0.50
	塵芥ごみ	kg	1.20	1.20	1.20	1.42	0.85



・「コピー用紙等紙類」は、負荷のあったグループ各社の事務処理の改善と4月から導入したワークフローでの社内電子申請が有効に機能し、目標に対して31%の減少となった。

・「プラスチックごみ」「塵芥ごみ」については、従業員の意識向上し、数年来ごく僅かな量まで抑えられており減少傾向にもある。

取組項目			実績値			目標値(B)	目標値との対比
			R3/11~R4/10	R4/11~R5/10	R5/11~R6/10(A)		(A)/(B)
事業場	コピー用紙等紙類	kg	24.89	18.47	18.60	28.41	0.65
	プラスチックごみ	kg	1.20	1.20	1.20	1.23	0.98
	塵芥ごみ	kg	1.20	1.20	1.20	1.23	0.98

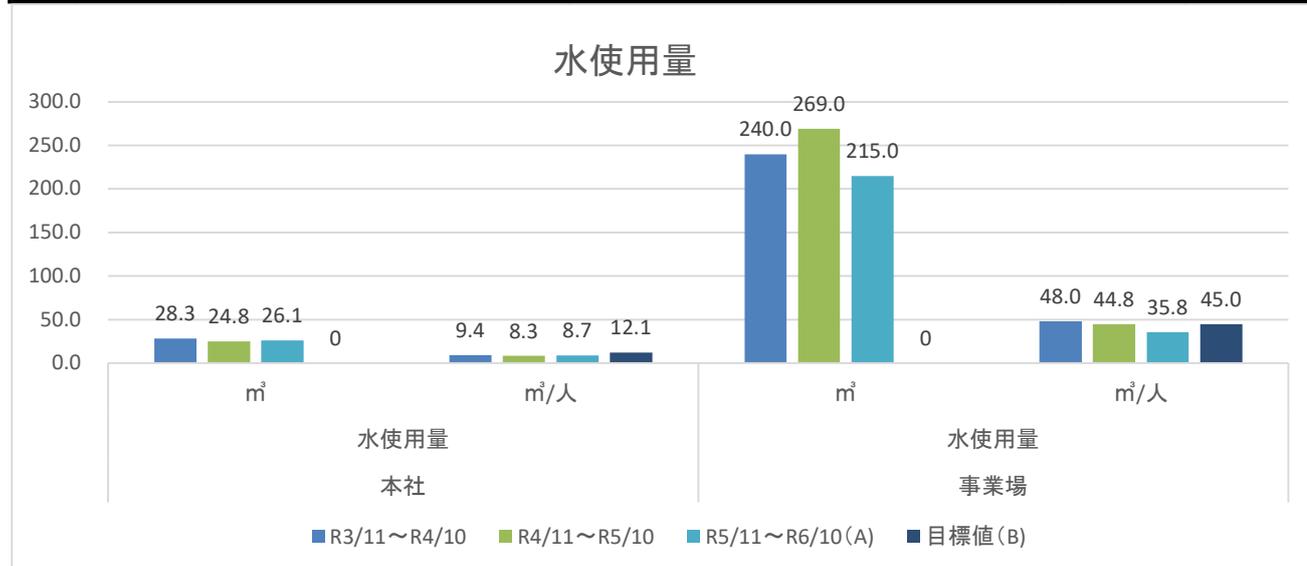


・「コピー用紙等紙類」は本社と同様、電子化の活用や裏紙の有効利用を積極的に行い、目標に対して35%の減となった。

・「プラスチックごみ」「塵芥ごみ」については、環境活動の成果により、数量的にごくわずかな量まで抑えられており目標も達成した。

③水使用量の削減

取組項目			実績値			目標値(B)	目標値との対比
			R3/11~R4/10	R4/11~R5/10	R5/11~R6/10(A)		(A)/(B)
本社	水使用量	m ³	28.3	24.8	26.1	—	—
		人	3.0	3.0	3.0	—	—
		m ³ /人	9.4	8.3	8.7	12.1	0.72
事業場	水使用量	m ³	240.0	269.0	215.0	—	—
		人	5.0	6.0	6.0	—	—
		m ³ /人	48.0	44.8	35.8	45.0	0.80



・ 本社は、目標値に対して28%の減となった。事業所は冬の溶結防止で水の使用量が一時的に増えたが、目標である一人当たりの使用量に関しては20%減となり、目標を達成した。

7. 環境経営計画の取組結果とその評価、次期の取組内容

(1) 取組結果とその評価

① 二酸化炭素の排出量(省エネに関する取組)

ア. 購入電力

取組内容	具体的活動内容	評価
空調機器の温度管理	事務所内温度の管理(冷暖房温度設定28℃&20℃)の徹底と使用抑制。	100%実施
省エネ機器の導入	扇風機の購入、主体的な利用。	扇風機を活用
	更新時に、利用機器を省エネタイプに切替。	更新機器無し
既存の設備の有効利用	遮光性のロールカーテン、遮光フィルムの有効利用。	100%実施
節電の徹底	FAX、冷蔵庫を除き、退出時にコンセントにて電源オフの徹底。	100%実施
	使用中でないパソコンの電源OFF。	100%実施
	事務所内で必要のない照明の消灯及び休み時間の消灯等の徹底。	100%実施
その他	省エネアップのための提案・検討	10/21検討会実施

イ. 燃料(ガソリン車)ー一般車両

取組内容	具体的活動内容	評価
燃費の向上	車両整備の実施と管理の徹底。	100%実施
効率運転の徹底	標語の掲示、打合せ会等での指導、月毎の結果表を回覧。	100%実施
運転者意識向上	車両点検表を毎日の記入することにより、意識の向上。	100%実施

ウ. 燃料(軽油車)ー事業場重機及び収集運搬車両

取組内容	具体的活動内容	評価
作業の効率化	作業性の向上を図るため、作業時間の短縮及び場内移動距離の短縮。	100%実施
燃費の向上	省エネ機器の優先使用	100%実施
	作業後の速やかなエンジン停止の徹底(アイドリングストップの徹底)	100%実施
	更新車両の省エネタイプへの転換→BH更新(9/6)	BH 1台更新

② 廃棄物の削減

ア. コピー用紙等紙類の削減

取組内容	具体的な内容	評価
リユーズ	社内資料について、コピー用紙の裏面利用。	100%実施
	封筒、段ボール等梱包材の再利用。	100%実施
リサイクル	紙類の分別回収による再資源化。	100%実施
電子化	申請・依頼関連のワークフローの電子化	4月より開始

イ. 塵芥ゴミの削減

取組内容	具体的な内容	評価
発生抑制	マイ箸の励行。	100%実施
	塵芥ごみの発生を抑制することにより、職員の意識向上。	100%実施

ウ. プラスチックごみ

取組内容	具体的な内容	評価
発生抑制	水筒持参(マイペットボトル)によるごみの減量化。	100%実施
	弁当持参等によるごみの減量化。	100%実施
リサイクル	分別回収による再資源化。	100%実施

③水使用量の削減

取組内容	具体的活動内容	評価
節水	蛇口の節水コマの使用。	100%実施
	地下水の利用(道路洗浄、トラック荷台の洗浄、場内散水等)。	道路・処分内では、必要時に随時実施
維持管理	水道配管からの漏洩の点検。漏洩時は早期修理。	定期的に実施

④グリーン購入

取組内容	具体的活動内容	評価
エコ商品の購入・利用	コピー用紙について、再生紙を購入。	申請・報告用以外について、
	名刺の再生紙化。	100%実施
	グリーンマーク商品の優先購入。購入状況の把握	80%実施

⑤化学物質の管理

取組内容	具体的活動内容	評価
性状把握	安全データシートの入手。	新たな化学物質無
	性状の確認と職員への周知。	100%実施
適正管理	保管量の把握と保管タンク等の点検。	100%実施

⑥地域貢献

取組内容	具体的活動内容	評価
清掃活動等	周辺道路の清掃、草刈、整備。	毎月実施
	周辺道路のカーブミラーの清掃。	1回/3月実施
	行政機関等が主催する不法投棄キャンペーン等への積極的参加。	2回参加
	安全な走行のための看板設置・その維持管理。	100%実施
	周辺地区の環境維持の為、水路等の清掃による環境保全活動	2回/3月実施
分別指導・情報提供	廃棄物減量化のための適正な情報提供	新規相談時に100%実施



安全な走行のためのSL看板設置



水路等の清掃活動



周辺道路の清掃、草刈

(2)次期の取組内容

前期の取組内容を継続して実施する。

①二酸化炭素の排出量(省エネに関する取組)

ア. 購入電力

取組内容	具体的活動内容
空調機器の温度管理	事務所内温度の管理(冷暖房温度設定28℃&20℃)の徹底と使用抑制。
省エネ機器の導入	扇風機の主体的な利用。 更新時に、利用機器を省エネタイプに切替。
既存の設備の有効利用	遮光性のロールカーテン、遮光フィルムの有効利用。
節電の徹底	FAX、冷蔵庫を除き、退出時にコンセントにて電源オフの徹底。 使用中でないパソコンの電源OFF。 事務所内で必要のない照明の消灯及び休み時間の消灯等の徹底。
その他	省エネアップのための提案・検討

イ. 燃料(ガソリン車)－一般車両

取組内容	具体的活動内容
燃費の向上	車両整備の実施と管理の徹底。
効率運転の徹底	標語の掲示、打合せ会等での指導、月毎の結果表を回覧。
運転者意識向上	車両点検表を毎日の記入することにより、意識の向上。

ウ. 燃料(軽油車)－事業場重機及び収集運搬車両

取組内容	具体的活動内容
作業の効率化	作業性の向上を図るため、作業時間の短縮及び場内移動距離の短縮。
燃費の向上	省エネ機器の優先使用
	作業後の速やかなエンジン停止の徹底(アイドリングストップの徹底)
	更新車両の省エネタイプへの転換

②廃棄物の削減

ア. コピー用紙等紙類の削減

取組内容	具体的な内容
リユーズ	社内資料について、コピー用紙の裏面利用。
	封筒、段ボール等梱包材の再利用。
リサイクル	紙類の分別回収による再資源化。
電子化	申請・依頼関連のワークフローの電子化運用

イ. 塵芥ゴミの削減

取組内容	具体的な内容
発生抑制	マイ箸の励行。
	塵芥ごみの発生を抑制することにより、職員の意識向上。

ウ. プラスチックごみ

取組内容	具体的な内容
発生抑制	水筒持参(マイペットボトル)によるごみの減量化。
	弁当持参等によるごみの減量化。
リサイクル	分別回収による再資源化。

③水使用量の削減

取組内容	具体的活動内容
節水	蛇口の節水コマの使用。 地下水の再利用(道路洗淨、トラック荷台の洗淨、場内散水等)。
維持管理	水道配管からの漏洩の点検。漏洩時は早期修理。

④グリーン購入

取組内容	具体的活動内容
エコ商品の購入・利用	コピー用紙について、再生紙を購入。
	名刺の再生紙化。
	グリーンマーク商品の優先購入。購入状況の把握

⑤化学物質の管理

取組内容	具体的活動内容
性状把握	安全データシートの手入。 性状の確認と職員への周知。
適正管理	保管量の把握と保管タンク等の点検。

⑥地域貢献

取組内容	具体的活動内容
清掃活動等	周辺道路の清掃、草刈、整備。
	周辺道路のカーブミラーの清掃。
	行政機関等が主催する不法投棄キャンペーン等への積極的参加。
	安全な走行のための看板設置・その維持管理。
分別指導・情報提供	周辺地区の環境維持の為、水路等の清掃による環境保全活動 廃棄物減量化のための適正な情報提供

8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価結果並びに違反、訴訟等の有無

(1) 環境関連法規等

	環境関連法規等		具体的な遵守項目	遵守状況・評価
	法規等の名称	直近改定日		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	R1.6.14	<ul style="list-style-type: none"> ・(法第1条)廃棄物の抑制、適正な運搬・処理、生活環境の清潔により、生活環境の保全、公衆衛生上の向上を目的。 ・(法第2条、①第2条、②第1条、③第1条)産業廃棄物の種類及び産業廃棄物の溶出有害物質の名称と処分可能な濃度 ・(法第7条第6項)一般廃棄物処理業の許可-処分業の許可 	- 履行 今季非該当
	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	R1.9.6	<ul style="list-style-type: none"> ・(法第12条、①第6条)産業廃棄物の収集、運搬、処分の基準 ・(法第12条の3、②第8条の20～30の2)産業廃棄物管理票の交付、回付、保存。 ・(法第12条の5、②第8条の31～38)電子情報処理組織の使用。 	履行 履行 履行
	② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	R2.12.28	<ul style="list-style-type: none"> ・(法第14条、①第6条の9～12、②第9条～第10条の6)産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可申請、許可取得と更新 ・(法第14条の2、②第10条の9・10)産業廃棄物収集運搬業・処分業の変更許可、変更届。 ・(法第14条13項、②第10条の6の2)産業廃棄物の処理を適正に行う事が困難な場合の書面による通知。 	今季非該当 今季非該当
	③ 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令	H29.6.9	<ul style="list-style-type: none"> ・(法第15条2の2、②第12条の5の2～5の4)静岡県の定期検査の受検。 ・(法第15条の2の3、②第12条の6～第12条の7の4、④第1条)産業廃棄物処理施設の維持管理計画及び維持管理状況の公表。地下水・放流水。浸透水の水質検査と公表。 	今季非該当 履行
	④ 産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	R1.6.27	<ul style="list-style-type: none"> ・(法第15条の2の4、②第12条の7の5～7の15)維持管理事項の記録と備え置き。維持管理積立金の積立義務。 ・(法第15条の2の5)産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出等。 ・(法第15条の2の6、②第12条の8～11の3の2)産業廃棄物処理施設の変更許可、変更届、終了届 ・(法第21条、①第23条、②第17条)技術管理者の設置義務。 	履行 履行 今季非該当 履行
2	静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱	R1.7.1	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1条)産業廃棄物の処理に関し必要な事項を定め、適正処理を推進し、生活環境の保全、公衆衛生上の向上を目的。 	-
	① 静岡県産業廃棄物最終処分場の立地に関する基準	H20.2.6	<ul style="list-style-type: none"> ・(第15条、①第3・第4、②第3～6、③第3～5)産業廃棄物処理施設等の設置、変更の基準及び指針。 ・(①第3・4)産業廃棄物最終処分場を立地にする場合、除外区域、留意事項、同意を必要とする者を規定。 	今季非該当
	② 静岡県産業廃棄物処理施設等の環境調査に関する指針	H20.2.6	<ul style="list-style-type: none"> ・(②第3～6)産業廃棄物最終処分場設置に際し、自然的環境要件・社会的環境要件の文献調査と現地調査の義務。 ・(③第3～5)産業廃棄物最終処分場設置に際し、必要とされる具体的な構造・設備条件を規定。 	今季非該当
	③ 静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準	H20.2.6	<ul style="list-style-type: none"> ・(第16条)処理施設設置・変更に伴う事前協議の義務。 	履行
	④ 静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準	H20.2.6	<ul style="list-style-type: none"> ・(第24条、④第3～5)産業廃棄物最終処分場の維持管理に際し、必要となる構造物の維持管理、水質検査等の実施等維持管理基準の明記、埋立終了時の措置、埋立終了後の維持管理、各記録の作成・保存を規定。 	履行
3	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	H23.3.18	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1条)産業廃棄物の適正な処理に関し、県・事業者・処理業者・県民の責務を明確にし、産業廃棄物の処理に関する規制等を定め、県民の生活環境の保全を目的。 ・(第12～16条、①第6～14条)県外産業廃棄物搬入に際し、県への事前協議、変更協議、搬入状況の報告の義務。 	- 履行
	① 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則	R1.7.1	<ul style="list-style-type: none"> ・(第17条、①第15・16条)産業廃棄物処理業者の処理状況報告の義務。 ・(第20条、①第18～21条)産業廃棄物処理施設等の設置・変更する場合、事業計画書の提出。 ・(第21条、①第22～27条)前条の事業計画提出者は、関係住民に対する説明会開催の義務。 	R6.6電子提出 今季非該当 今季非該当
4	産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領	R3.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1)産業廃棄物処理業の許可の事務処理に関する一般事項を定め、事務の円滑な運用を目的。 ・(第3)収集運搬業の許可申請及び届出等。 ・(第5)処分業の許可申請及び届出の受理等。分析項目の明記。 	今季非該当 履行(優良認定)
5	島田市土地利用事業適正化に関する指導要綱	R3.2.17	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1条)土地利用事業の施行に関し、必要な基準を定め、災害の防止及び生活環境の確保に努め、健康で住みよいまちづくりを実現することを目的。 ・(第4条)土地利用事業の施行に当たって、安全で良好な生活環境を確保し、県・市が実施する土地利用に関する施策に協力。 ・(第6条)土地利用事業を施工するものは、法令許可等を得る前に市長の承認。 ・(第12条)土地利用事業の完了前に、面積・設計内容等を変更しようとするときは、市長に変更承認。 ・(第13条)代表者変更等の届出義務。 	- 今季非該当 今季非該当 今季非該当
6	島田市環境基本条例	H17.5.5	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1条)環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明確にし、市民が健康で文化的な生活を営む権利の確保を目的。 ・(第10条)事業者は、環境の保全及び創造について配慮を行う。 	- 履行
	① 産業廃棄物最終処分場の施設変更に伴う協定書	H16.3.12	<ul style="list-style-type: none"> ・(①第2条)廃棄物の処理及び公害防止の措置を行う義務。 ・(①第11条)災害防止の義務と処分場内の整備に努めると共に、市の美化活動への協力。 	履行 履行

	環境関連法規等		具体的な遵守項目	遵守状況・評価
	法規等の名称	直近改定日		
6	② 環境保全協定	H28.12.9	・(第4条)処分場の管理体制等の確立。 ・(第8条)水質検査結果の島田市への報告義務。	履行
7	悪臭防止法	H27. 8.1	・(第1条)事業活動に伴って発生する悪臭について、必要な規制を行い生活環境の保全と国民の健康の保護を目的。 ・(第2・7条)島田市内全域において、臭気指数規制15(H23. 4. 1施行)が設定され、この規制の遵守義務。	- 履行
8	河川法	H29. 6. 2	・(第1条)洪水等の災害発生を防止し、国土の保全と公共の福祉を増進することを目的。 ・(第24・26条)河川区域内で、土地の占有、工作物の新築・改築・除去する際、許可申請義務。	- 今期は非該当
9	道路交通法	R2. 6.10	・(第1条)道路における危険防止、交通の安全と円滑及び交通に起因する障害の防止を図ることを目的。 ・(第22条)法定速度、規定速度の厳守。(第43条)一時停止などの励行と模範になる運転。(第57条)過積載の禁止。	- 履行
10	道路運送車両法	R1. 6.14	・(第1条)車両の安全性の確保、環境保全についての技術向上を図り、自動車整備事業の発達を目的。 ・(第47. 48条)定期的な車両の整備。不具合箇所の早期整備。	- 履行
11	毒物及び劇物取締法	H30. 6.27	・(第1条)毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的。	-
	① 毒物及び劇物施行令	R1. 6.28	・(①第40条の9,②第13条の12)化学物質安全データシートを受領と安全な使用。	履行
	② 毒物及び劇物施行規則	R1. 6.28		
12	土壤汚染対策法	H29. 6. 2	・(第1条)土壤汚染の状況の把握に関する措置及び汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めることにより、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的。	-
	① 土壤汚染対策法施行令	H30. 9.28	・(第4・5条,①第3条,②第22条)土地(3千㎡以上)の形質の変更が行われる場合、土壤調査の実施。 ・(第17条,②第65条)汚染土壤の運搬に関する基準。	今期は非該当 履行
	② 土壤汚染対策法施行規則	R3. 3.25	・(第20条,②第66～72条)汚染土壤埋立処分に伴う、管理票の必要事項の記入と回付。 ・(第22条,③第1～4条)汚染土壤の処理の事業の用に供する施設を設置する場合は、知事の許可を受けなければならない。	履行 今期は非該当
	③ 汚染土壤処理業に関する省令	H31.1.28	・(第22条,③第5条8号のハ)埋立処理施設で処理できる汚染土壤は、第二溶出基準値内とする。 ・(第22条,③第5条18号)排出水及び井戸水の水質検査の実施と、排出基準値の遵守。 ・(第23条,③第8条)埋立処理施設の変更に伴う、変更に伴う届出もしくは変更申請の義務。	履行 履行 今期は非該当
13	放射性物質汚染対処特措法	H29. 4. 14	・(第1条)放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的。	-
	① 放射性物質汚染対処特措法施行令	H27.8.1	・(第16条,③第4～12条)一定要件に該当する施設管理者は、汚染状況の調査及びその結果の報告義務(環境大臣)。 ・(第22条)事故由来放射性物質によって汚染された廃棄物は、廃棄物処理法を適用して処理を行う。	非該当 履行
	② 放射性物質汚染対処特措法施行規則	R3.3.16	・(第23条,③第30・31条)特定産業廃棄物の要件及び処理する場合の上乗せの特別処理基準。 ・(第24条,③第34条)特定産業廃棄物を処理する場合の上乗せの特別維持管理基準。	非該当 非該当
14	森林法	R2. 6. 10	・(第1条)森林計画そのたの森林に関する基本的事項を定め、森林の保続培養・森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資することを目的。 ・(第10条の2,②第2条の三,③第4条)地域森林計画の対象民有林において開発行為をするものは、県知事の許可。	- 今期は非該当
	① 森林法施行令	H30.11.21	(1ha以上)	
	② 森林法施行規則	R2.12.21	・(③第3条)法10条の2の許可を受けたものは、許可事項(森林面積1ha以上の増・目的変更・防災計画変更)を変更しようとする場合、県知事の許可。許可事項以外変更は、変更届を県知事に提出。 ・(③第6条)毎年3月末及び9月末現在の開発行為の進捗状況を翌月15日までに県知事に報告。	今期は非該当 履行
15	フロン排出抑制法	R1. 6. 14	・(第1条)オゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことを目的。 ・(第16条)第一種特定製品の管理者が講ずべき措置。	- -
	① 経済産業省、環境省告示第13号	R1.10.4	・(①第1)第一種特定製品の損傷を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持管理。 ・(①第2)第一種特定製品について、3月に1回以上の簡易な点検の実施。 ・(①第3)第一種特定製品からのフロン類の漏洩時の措置。 ・(①第4)第一種特定製品の点検及び整備に関する記録等の保存。	履行 履行 非該当 履行
16	浄化槽法	R4. 6. 17	・(第1条)浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制すると共に、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境保全及び公衆衛生の向上に寄与する目的。 ・(第7条)新設された浄化槽について、環境省令で定める期間内に指定検査機関の行う水質検査を受ける義務。 ・(第8条)浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行う義務。 ・(第9条)浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行う義務。 ・(第10条)浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、浄化槽の保守点検(3回/年以上)及び清掃(1回/年以上)義務。 ・(第11条)浄化槽管理者は、毎年1回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受ける義務。	- 履行 履行 履行 履行 R6.3.19(清掃) R6.11.19履行

確認年月日 R7.2.5

確認者 落合 隆司

(2)違反、訴訟等

環境関連法規に係る違反及び訴訟等はありませんでした。

また、関係機関及び地域住民からの指摘、苦情等ありません。

9. 代表者による全体評価と見直しの結果

(1) 今期の取組項目の数値設定(評価方法)について

前期同様に取組項目の数値設定について、次のとおり行った。

- ①事業場重機の使用燃料は、使用燃料当りのCO₂排出量を処分量(t)当たりとして評価。
- ②本社・事業場の水使用量は、水使用量を使用人数当たりで評価。
- ③本社・事業場の購入電力当りのCO₂排出量、一般車両使用燃料当りのCO₂排出量、本社・事業場のコピー用紙等紙類の重量、塵芥ごみ・プラスチックごみの重量、CO₂総排出量は、そのものの数値で評価。

(2) 評価

- ①の事業場の重機使用燃料当りのCO₂排出量は、処分量が大きき要素となることから、評価方法としては妥当と考えられるが、今年は受入量が2割少なくなったので目標未達となった。
- ②の内本社の水使用量については、明確な評価が出来たと考えられる。
また、事業場水使用量については、前期同様使用人数あたりで評価したが、今年度も使用量総量で減少し、目標値を大きく削減できた。
- ③の内、本社の購入電力当りのCO₂排出量、一般車両使用燃料当りのCO₂排出量、本社・事業場のコピー用紙等紙類の重量、については明確な評価が出来たと考えられる。
事業場の購入電力当りのCO₂排出量は水処理施設の稼働日数の影響で目標値がクリアできなかった目標値をクリアできなかった購入電力や燃料・軽油のKg-CO₂についても目標数値が限界に近づき、改善も検討の余地があったが、総じて環境経営計画等の成果は評価でき、環境経営システムが有効に機能していると考えられる。

○ その他

・環境経営計画は計画通り運用・実施され、環境関連法規については、遵守された。
また、外部からの苦情は無かった。

(3) 見直し及び次期の取組について

- ①次期の環境経営目標の取組項目は、今期と同様とする。
化学物質の使用量は、前期同様適正管理に努める。
- ②数値設定(評価方法)について、上述の3項目で、目標値が削減限界に近づいているものもあるが、その他環境目標値については、グループ全社での業務改善に伴う使用量削減効果により継続的に改善されている様に思われる。よって今後も目標値は今まで通りとする。

③「環境経営マニュアル」は、現行のものを運用する。

また、環境経営計画は、前期を踏襲し実施する。

④基本的には、短期目標を(過去3ヶ年の平均)×99.5%、中長期目標を(過去3ヶ年の平均)×99%とする。

但し、塵芥ごみやプラスチックごみについては、月単位の最低数量まで到達しているため、今期と同程度の目標値を設定する。

なお、来期の購入電力の排出係数については、今期と同じ2019年度 中部電力の実排出係数0.431kg-CO₂を用いる。